

近世生口島における林野の利用とその「植生」

佐竹 昭*

はじめに

瀬戸内地域の景観を表す言葉に「白砂青松」という美しい表現があり、また段々畑を築きあげた姿をしばしば「耕して天に至る」と表現することがある。しかし現在ではいずれもその姿を見ることは稀となった。

河川の上流にダムが築かれ、海砂までが採取し尽くされるとともに、海沿いには道路や堤防が築かれ、さらに松枯れも進行してかつての景観を伝える地域は少ない。また段々畑は放棄されて多くは山林に戻つつある。

これは、経済成長、機械力の駆使によって自然を制御する大きな力を得るとともに、条件の悪い耕地での厳しい労働からの解放という人々の願いが実現された姿でもあって、単なる郷愁をもって過去を美化するわけではない。かつての沿岸部・島嶼部の姿も、人間の激しい干渉のなかで山を松林に特化させ、落ち葉まで利用し尽くし、さらには採草地や段々畑に切り開いた結果であって、そのような理解からすればむしろ本来のあるべき自然を取り戻しつつあるともいえる。今では瀬戸内海を進む船上から島々の紅葉さえ見ることができるようになった。

ただし、これは多くの島嶼部において過疎化・高齢化が進みつつあることの一つの表現であって、沿岸の都市部では逆に人工的景観が支配・膨張するとともに、桁違いのエネルギーの消費と様々な廃棄物を生み出し、決して自然がその姿を取り戻しているわけでない。事態は地球規模に広がりより深刻であることは言うまでもない。

現時点で振り返ってみると、例えば江戸時代には暮らしと自然にある種のバランスが保たれてい

たように見えても、それは人々が自然を愛して保護したからではなく、ただ力が及ばなかった、もしくは破滅的状況への最低限の危機回避を行ったにすぎないわけで、そのなかで最大限の自然への働きかけを行って生活を成り立たせてきたことには変わりはないのである。そのような理解の上に立ちながら、あるいはそのような覚悟をして初めて、人々の暮らしと自然の関わりのある方を改めて歴史の中に検証する意味があるように思える。

瀬戸内地域は、すでに江戸時代から人間活動が活発で、都市部だけでなく一定の面的広がりをもって自然に大きく干渉してきた地域である。そこで人間が何をしてきたのか、広島藩領を中心に主として沿海地域における林野の利用とその「植生」のあり方について、享保期の山帳を素材にこれまでも検討作業を行ってきたが⁽¹⁾、本稿では引き続き生口島(隣の高根島も含める、以下同じ)を事例に検討してみたい。

なお本稿は『瀬戸田町史』の編纂とも関わり、そのご助力をいただいたことをお断りしておきたい。詳細はやがて刊行される通史編をご参照いただければと思う。

1 享保の山帳に見る豊田郡と生口島

— 課題の設定 —

ここでも享保10(1725)年に広島藩が村々に作成を命じた「御建山御留山野山腰林帳」(以下山帳と略)をもとに、村々の林野構成とその「植生」を見ていく。

広島藩では林野の種類に大きく分けて4種あった。旧稿とも重複するが改めて概観する。御

*広島大学・総合科学部広域文化研究講座

建山は藩有林とも言うべきものである。御留山は村の野山を山論など何らかの事情で利用を禁じて樹木の育成をはかったところで、いずれも藩の厳しい管理下に置かれた。これらは松を中心にそれなりの林を維持し、時に救恤の意味で村人に下刈りや伐採が許可されることもあった。野山は村の入り会い山で、村人が草刈りに入って田畑の肥料や牛馬飼料にあてられた。豊田郡のような沿海の地域ではほとんど草山とされている。腰林は村里近いところに設けられ、村人が個別的に所持・利用した。広い腰林を所持している家では僅かながらも充実した松林を残している場合がある。ただしこれと所持者の自由に任されていたわけではなく、毎年いくつかの腰林について松の枝打ち・伐採などを村から願い出て藩の許可を得る建前であった。また鎮守の森はしばしば多様な樹木を残したが、村の仲間山あるいは御建山とされる場合もあった。

享保の山帳には、林野が上記種類別に記載され、1筆毎にその面積や樹種、最大最小の樹高・幹囲などが記され、詳しい場合は樹木数まで記載されている。林野の面積は不確かなものであるが、一応の目安を示す数値として採用し、整理に取り組んできた。

さて、生口島が所在する豊田郡については、これも旧稿でおおよその整理を行っている。現在の広島県賀茂郡豊栄町から豊田郡本郷町を経て三原市に至る沼田川流域、その沖では東の瀬戸田町から西の豊浜町に至る島嶼地域である。まずはその結果を再度図1・2によって確認したい。

図1は、豊田郡を4地域に分け、上記林野種類別に1ヵ村平均の面積を图示したものである。これによると、内陸部A地域から島嶼部に近づくにつれて1ヵ村あたりの貢租地面積や林野面積が小さくなり、さらに内訳では野山の面積がやはり段階的に小さくなる。対して腰林の面積はいずれも僅かであるが、島嶼部ではむしろやや増加し、島嶼部林野のほとんどが腰林とされている。

次に図2は、腰林の「植生」について、その1筆ごとに記載された最大幹囲に着目して、最大幹囲別に面積を集計し、同じく1ヵ村平均の面積比

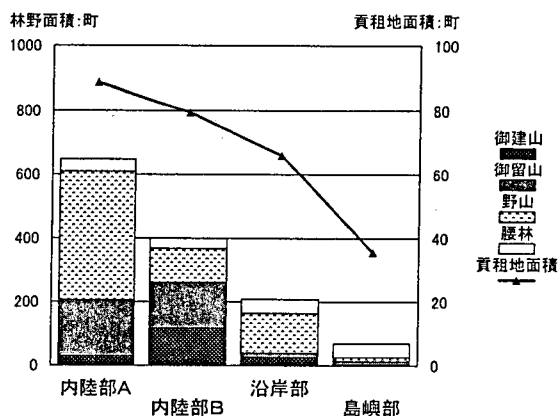


図1 豊田郡地域別林野構成

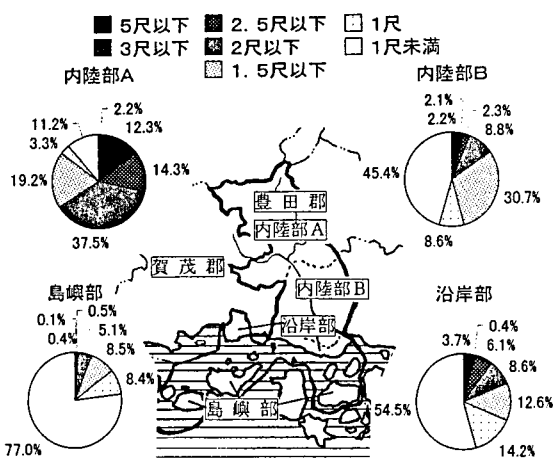


図2 豊田郡地域別腰林の「植生」

で示したものである。内陸部の充実ぶりと島嶼部の貧弱さが好対照をなしている。

内陸部においても草山の野山が多くを占めるので必ずしも豊かな林野植生というわけではなかったが、島嶼部では山に樹木がほとんどない状態である。内陸部Bや沿岸部でも一定の野山が設定されており、水田稲作を中心としたあり方が想定できるが、島嶼部ではほとんどすべてが腰林に委ねられている。燃料として島内の利用や沿岸各地に販売されることを前提とした姿と見るべきで、広島藩においてもこれを認めていたのである。

気候的に見て島嶼部では降水量が少ないなど生育に不利な条件もあったと思われるが、林野の種類別のあり方も加味すると、とても自然的条件だけではこれを理解できず、伐採への強い圧力があつたと見るべきであろう。

ところで、豊田郡の腰林は個別的所持とは言い

ながらしばしば複数名(時に10数名を越える)の寄り合い所持として山帳に記載され、そのためか1筆の面積も平均2町3反3畝と大きく、1カ村あたりの筆数も15、6筆と少ない。いかにも共同体的な所持が続いているように見える。対して隣の賀茂郡では1筆を1人で所持する記載が基本で、集計できている36カ村だけの数値であるが、1筆平均面積が3反2畝余、1カ村あたり125筆を数える。こちらの方が腰林の分割が徹底したかのようにも見える。

腰林の寄り合い所持は、豊田郡だけでなく東隣の御調郡にも見られ、また両郡の沿岸部・島嶼部に一般的に見られる。これらの地域は、製塩業など特に燃料需要が大きく水運の便にも恵まれた地域であり、経済的な見地からすれば近代的な所持に向けてより個別所持有的な姿を示してもよさそうなものである。しかし少なくとも帳簿上では逆になっている。このことはかねてより疑問であった。

この問題についてはすでに道重哲男氏の研究があり、御調郡菅村の事例から近世後期においてもなお農民の強固な共同体規制の存在することを指摘しておられる⁽²⁾。燃料需要の高い地域でもなお村の共同体的規制が強く存在したという側面には注意すべきであるが、享保の山帳でこれらの地域の腰林が寄り合い所持の形態をとったことについては、その「植生」がきわめて貧弱であることとあわせて、別の制度的な要素もあるのではなかろうか。

いささか前置きが長くなったけれども、本稿で

は主としてこの問題を生口島の事例をもとに考えてみたい。

2 生口島における腰林の所持と「植生」

表1は、享保10(1725)年の林野構成を示したものである。この地域の林野面積の内、御建山・御留山が3割強を占め、松を中心とした樹木の存在が確かめられる。御建山は極めて小さいが、御留山は島の西南部の利用困難な場所に設けられ、島嶼部としては珍しくやや大きい。3割弱の野山はほとんど草山である。残りの4割は腰林であるが、その「植生」を最大幹囲別に図3に示した。

福田村を除くと幹周り1尺の松があれば良い方で、それ以下の小松にとどまる面積も大きい。享保10年段階で、帳簿上この島の林野面積の7割近くがほとんど樹木らしい樹木のない状態になっていたのである。福田村だけ腰林の「植生」が豊かに見えるのは、表1に示したように野山に恵まれていたからである。

次にこれらの林野がどのように分布していたのかを図4に示した。地名などを手がかりにしたもので位置は厳密ではなく、所在の知れない腰林をいくつか欠いているがおおよその状況は把握できる⁽³⁾。

腰林は、ほぼ50m~100mの等高線に添って山裾を取り巻き、小松程度の貧弱な松林が続く。それより上の急傾斜地や山上に草山の野山があり、

表1 生口島(高根島を含む)の林野構成(面積単位:町)

	御建山			御留山			野山			腰林		備考
	山数	面積	植生	山数	面積	植生	山数	面積	植生	山数	面積	
高根島	3	4.2	松	2	1	松	4	54.4	草山	6	10.8	
瀬戸田町	1	0.5	松楠				1	7.2	草山			
澤村	1	0.4	松								0.1	きのこ島+1
鹿田原村										1	0.4	
中野村	2	2.5	松				2	5.2	草山	4	40.4	
林村				1	16.8	松				11	35.9	
名荷村	1	2.2	松	2	17.8	松				13	29.4	
洲江村							1	2.4	草山小松	6	24.6	
原村				1	2.4	松	1	2.4	草山	6	14.4	弁天・蔦小島+2
御寺村	1	0.6	松	1	8	松	1	3.6	草山小松	7	22.5	古城山+1
宮原村	1	0.8	松				2	9.6	草山	6	17.7	当廟・宮崎+2
荻村				2	88	松楠柴	1	9.6	草山	6	25.4	
垂水村	2	5.4	松柴雑	3	86.3	松雑木	3	15.6	草山	9	27.8	
福田村	1	1.3	松	1	4.8	松	1	86.4	草山	12	37.1	
計	13	17.9		13	225.1		17	196.4		87	286.5	

享保10年の山帳より『豊田郡誌』所載を一部修正

■ 2.5尺 ■ 1.5尺 □ 小松ほか
 ■ 2尺 □ 1尺

林野面積:町

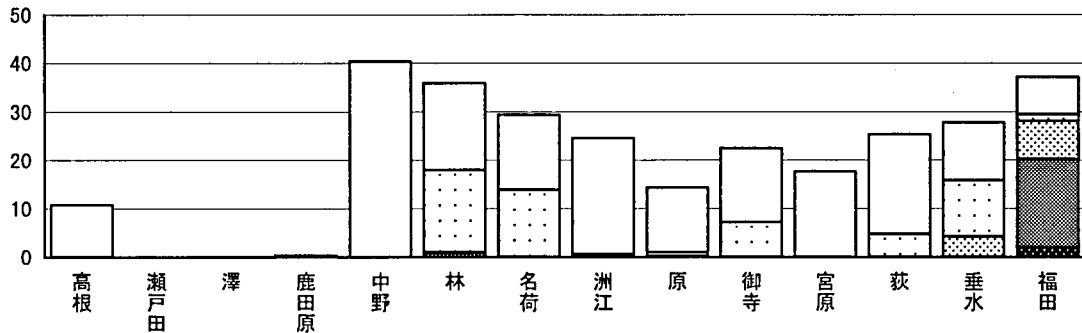


図3 生口島（高根島を含む）各村腰林の「植生」

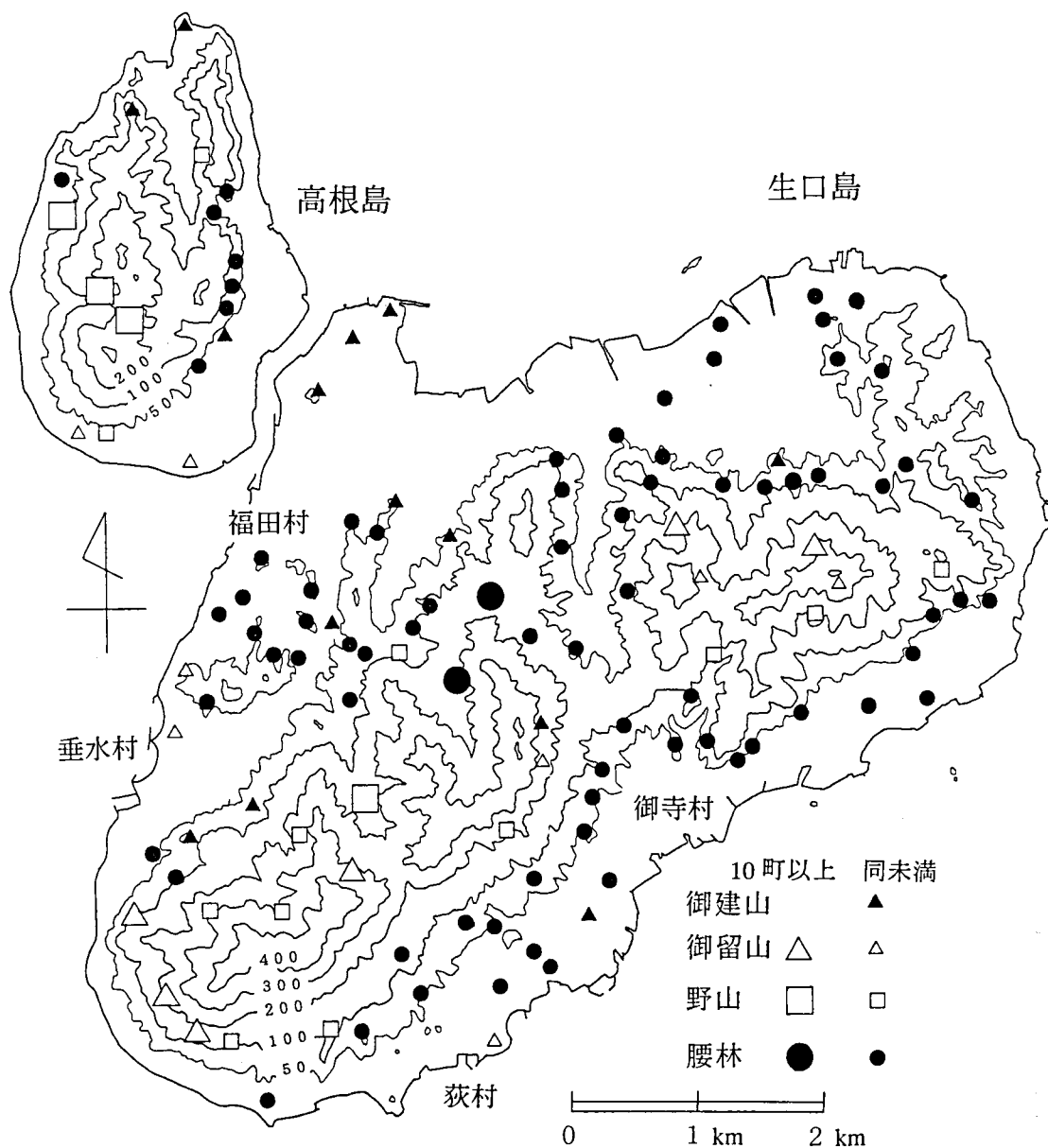


図4 享保期生口島における林野の分布（1725）

所々に松林が目立つ御留山が位置する。御建山は鎮守の森などに限られている。以上のような姿であろう。島の北側はやや複雑な地形でその谷筋に添って腰林も入り込み、山が深くなっている。江戸時代までは主としてこの北側に塩田が設けられていた。

表2 各村の腰林とその所持

村名	名称	大きさ(間)	所持人数
福田村	向山	50×200	12
	習山	80×150	6
	中山	50×140	12
	池の原山	90×120	33
	寺王山	100×120	15
	かうかうかふち山	25×70	2
	はとうた山	30×200	15
	びんとふじ江所山	60×300	24
	小つま屋山	80×170	9
	向あつた山	60×70	2
	あつた山	50×120	3
間野山	50×200	15	
垂水村	横ヶ原山	150×80	12
	石さし山	80×180	10
	たごほし山	70×120	9
	三助ヶ原山	80×130	11
	どうが坂山	180×70	9
	喜三ヶ口山	50×60	13
	平原山	55×110	12
	向山	58×220	22
	かし平山	55×70	24
荻村	五本松山	120×120	村中間
	田高根山	120×240	12
	あいだ山	120×120	13
	野原山	120×120	12
	明見山	30×60	1
	はな川山	60×40	4
御寺村	ほうし山	120×180	15
	西山	60×120	9
	山見坂	60×120	15
	御堂山	50×120	7
	奥山	120×120	9
	そば山	60×120	6
	和田山	50×60	村中間
	わだ古城山	15×60	同上?

表3 各村の腰林所持構成

	福田村	垂水村	荻村	御寺村
7口	1			
6口	5	1		
5口	2	8		
4口	7	6		
3口	6	7		2
2口	13	4	4	8
1口	29	23	34	39
計	148口 63人	122口 49人	42口 38人	61口 49人

ではこの腰林をどのように所持していたのか、表2は、享保10年の山帳ないしそれを復元できる史料に恵まれた福田・垂水・荻・御寺の4カ村について、腰林所持の一覧を示したものである⁽⁴⁾。

例えば福田村の場合、向山には12人の所持者が記載されている。一番多いのは池の原山で実に33人に及ぶ。合わせて12筆の腰林を148人で所持しているかたちになる。しかしこの所持者のなかには1人で複数の腰林を所持する者があり、その関係を示すために表3を作成した。

福田村では1人で7筆の腰林に所持者として現れる者が1名おり、同じく6筆が5名いる、そして1筆しか所持しない者が29名ということである。したがって12筆148口の腰林を63人で所持していたことになる。帳簿上では例えば向山1筆を12人で寄り合的に所持し、これを一体的・入り会的に利用していたかのようにも見えるが、少なくとも用益権は12口に分割されていたと見るべきであろう。この段階で多くの腰林を所持する者とそうでない者の階層差が、福田村ではすでに相当大きかったのである。寛政4(1792)年の同村指出帳によると所持者が増加して72人となり、ただし1筆(口)のみの所持者が40名と、階層差もより拡大する傾向を見せる。

次に垂水村では、9筆122口の腰林を49人で所持しているが、最大は6口1名で、1口のみは23名であった。寛政4年の同村差出帳では所持者が69人に増加し、1口のみは37人と、やはり福田村同様に階層差も拡大している。

これに対して荻村や御寺村は1口のみ所持者が多く、幕末期にいたっても所持者数が増えないなど、異なる姿を示している。

福田村や垂水村は島の北西側に位置し、瀬戸田町や塩田への燃料供給と早くから強く結びついてきたのに対して、荻村や御寺村は島の南側に位置してともに農業中心の村であった。そのことが、上記のような違いを導いたのであろう。

3 生口島における腰林の利用

次にその腰林の利用について検討する。先にも

少し触れたように、村民の個別所持有的性格の強い腰林でも、松などの枝打ちや元伐りについては、村役人を通じ藩の代官に届けて許可を得なければならぬ。毎年いくつかの腰林についてそれを願い出るのが通例であった。

この願い出の単位や頻度がどのようなものであったのか、福田村を除く垂水・荻・御寺の各村にはそれをうかがえる史料がある。

まず、荻村の場合を見てみよう。安政3(1856)年の「腰林山願書永代此通相認メル書付控」という史料があり、嘉永元(1848)～3年に毎年提出した「腰林山松枝壺式輪并下刈共御願書付」という書類の写しを収め、以後毎年願い出る順序を定めたものである。

これによると、野原山・はな川山は嘉永元年、あいだ山・妙見山は同2年、田高根山は同3年に願い出ており、その理由は「当島塩浜へ売り払い、渡世の便足に」ということであった。以後この史料に付された付紙から、少なくとも文久3(1863)年までこの順番で繰り返し願い出ている。すなわち3年に1度の頻度で枝打ち・下刈りを願い出、許可を得ていたのである。

御寺村の享保の山帳にも「某年御願申上」という付箋が多く付されており、今わかる限りでは、村中間山の和田山も含めて6筆の腰林が毎年一つずつ順に許可を得ていたことがわかる。

垂水村では、寛政4年の差出帳に記載された腰林の部分にそれぞれ12支が記入されており、9筆の腰林を4群に分け、4年に1度願い出るようにしていたことが推測できる。

これらの例では、少なくとも枝打ち・下刈りが1筆の腰林について3年～6年に1度許可される仕組みになっていたと見て良い。もっとも許可された腰林の内部でさらにどのように枝打ち等が行われたかは判然としないが、大きな単位で許可さえされていればむしろ所持者たちが実状に応じた利用を主体的に行えたのではないかと考える。なお、松元伐りの願い出については史料が残されていないのでわからないが、塩田燃料としては松葉(枝付き)が用いられたこと、また享保段階からすでに多くは小松以下の状態であったことを考えると、許可

を得る建前としても枝打ちが中心となったのであろう。

ここで注目したいのは、腰林1筆の面積を大きくして、村の腰林数を少なくすることで枝打ちなどの順番がすぐ回ってくる体制になっていることである。先に見たように賀茂郡の36カ村での1カ村平均が125筆に対して、豊田郡は15、6筆であり、さらに生口島では7筆余である。具体例では3～6年に1度という頻度になる。賀茂郡や安芸郡でも毎年枝打ちや元伐りが願い出されているが、管見の限りでは1年にせいぜい10数筆程度であり、豊田郡や御調郡の沿岸部、特に島嶼部ではきわめて高い頻度で許可されていたことになる。

塩田や大都市が集中する広島藩東部の沿岸部では燃料需要が大きく、人々の暮らしもそれに依存していたため制度上このような1筆の腰林を大きく設定し、枝打ち許可の頻度をあげた結果寄り合い所持有的な形態になっているという側面もあるのではないかと考える。

豊田郡や御調郡の沿岸部・島嶼部の腰林に寄り合い所持の傾向が強い理由について、先に村の共同体的規制の存在とは別に制度的な要素もあったのではないかとしたが、上記のような事情を想定してみたいのである。

道重氏が紹介された菅村の事例でも、ここで見た村々と同様に、寄り合い所持ながら村内の階層差に応じた腰林所持の推移が見られる。一定の階層差を含みながらある種の均等化をはかる村の生き方は、村請制下の一般的な姿とさえ言えば、上記の理解と矛盾するものではないように思う。

寄り合い所持の形態そのものに共同体的規制を見いだすのではなく、むしろ多くの需要に応え、山稼ぎを生活の重要な手だてとするという地域的特性、それは藩にも認識され、それに依拠して認定された腰林の単位を基本に、なお稼ぎの機会均等をはかり、村の存続をはかるという方向でこの時期の村のあり方を考えていくことができるように思う。この地域の塩田ではすでに寛政年間から石炭焚きが導入され、煙害や燃料購入にかわる補償についても村を単位に行われている。

むすびにかえて

はじめに述べた問題に充分応えるものではないが、本稿の課題については、前節に一応の見通しを述べさせていただいた。

生口島では屈指の塩田が位置したこともあって、享保段階において腰林ではすでに幹囲1尺未満の松林がほとんどを占め、以後も高い頻度で利用されて幕末に及んだ。腰林の地は、近代以降さらに果樹園に転換されていったが、それでもなお中腹の急傾斜地に帯状に残されてきた。

現在島の南側に高速道路の工事が行われているが、そのあたりがかつての腰林の上部に該当するようである。1994年の調査⁽⁵⁾によって作成された島の植生図を見ると、伐採の圧力から解放された赤松林は島面積の21パーセントを占めている。松林の分布は島中央の山塊を取り巻くかたちになっており、本稿の図4に示した享保期の腰林の分布とよく対応しているのは一つの驚きであった。人々の暮らしのなかで形成されてきた生活様式は、植生のあり方にも大きな刻印を残しているのである。

その後、山火事に見舞われたため今ではその姿を見ることはできないが、今後この地がどのようなのか、人々の関心は今は林野に向かうこと

も少ないが、暮らしと自然の関わりを学ぶ場としても、記憶に留められることを期待し、ひとまず小稿を閉じることにしたい。

注

- (1) 拙稿「広島藩沿海部における林野の利用とその『植生』」(地方史研究協議会編『海と風土』雄山閣、2002年)。以下旧稿とするのはこれを指す。
- (2) 道重哲男「近世山陽筋における林野の所持・利用の変化と村落」(『産業の発達と地域社会』溪水社、1982年)。
- (3) 本図の作成には瀬戸田町史編纂室の格段のご協力を得た。
- (4) 「享保十年福田村腰林野山帳」(『瀬戸田町史』資料編44)、「寛政四年垂水村差出帳」(『同』資料編50)。「寛政四年福田村差出帳」、「安政三年荻村腰林山願書永代此通相認メル書付控」、「享保十年御寺村腰林野山帳」(瀬戸田町史編纂室蔵)。以下史料はこれらによる。
- (5) 池上佳志・中越信和「広島県瀬戸田地区の植生図(1994年)」(『広島大学総合科学部紀要IV理系編』27、2001年)。